

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲34ないし甲37）

令和3年（2021年）10月19日

東京地方裁判所 民事第51部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野泰孝



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 34	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果」と題するページ	写し	R3. 9. 29 （プリントアウト日： R3. 10. 17）	被告 （プリントアウト：原告訴訟代理人弁護士）	令和3年8月23日本件パブコメが開始されたこと及びその詳細 【備考】 本書証は、被告が運営する「e-GOV」のサイト内の次のページを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=145209807&Mode=1

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 35	「総務省による 「住民基本台帳の 一部の写しの閲覧 並びに住民票の写 し等及び除票の写 し等の交付に関す る省令の一部を改 正する省令（案）」 について」と題す るプレスリリース	写し	R3. 9. 10 (プリント アウト日： R3. 10. 16)	渋谷区 (プリント アウト：原 告訴訟代理 人弁護士)	本件パブコメを受け、渋谷区は令和 3 年 9 月 10 日に本件省令改正に反対する旨の意見を表明した事実及びその内容 【備考】 本書証は、渋谷区のサイト内の次のページを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message210910.html
甲 36	「住民基本台帳の 一部の写しの閲覧 並びに住民票の写 し等及び除票の写 し等の交付に関す る省令の一部を改 正する省令（案） に対する意見募集 の結果」と題する 資料	写し	R3. 9. 29 (プリント アウト日： R3. 10. 17)	被告 (プリント アウト：原 告訴訟代理 人弁護士)	本件パブコメにおいて提出された意見及びこれに対する総務省の考え方 【備考】 本書証は、甲 34 のページ内における「回答」としてリンクの貼られている次の PDF データを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000225186
甲 37	「LINE による住民 票の写しの交付」 と題するページ	写し	R3. 10. 5 (プリント アウト日： R3. 10. 17)	渋谷区 (プリント アウト：原 告訴訟代理 人弁護士)	渋谷区は、本件省令改正を受けて本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付を「当面の間休止」していること 【備考】 本書証は、渋谷区のサイト内の次のページを原告訴訟代理人弁護士がプリントアウトしたものである。

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/jumin/linejumin.html

以 上